# 省　令

## ○法務省令第四十六号

非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、不動産の管轄登記所等の指定に関する省令（昭和五十年法務省令第六十八号）及び夫婦財産契約登記規則（平成十七年法務省令第三十五号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

### 不動産の管轄登記所等の指定に関する省令及び夫婦財産契約登記規則の一部を改正する省令

（不動産の管轄登記所等の指定に関する省令の一部改正）

**第一条**　不動産の管轄登記所等の指定に関する省令（昭和五十年法務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（夫婦財産契約の管轄登記所の指定についての準用）

**第四条**　第一条の規定は、民法（明治二十九年法律第八十九号）による夫婦財産契約の管轄登記所の指定について準用する。この場合において、同条中「不動産、工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）による工場財団（以下「工場財団」という。）を組成する工場若しくは農業動産信用法（昭和八年法律第三十号）による農業用動産の所在地が数個の登記所の管轄区域にまたがり、又は工場財団を組成する数個の工場が数個の登記所の管轄区域内にある場合における当該不動産、工場財団又は農業用動産」とあるのは、「夫婦財産契約の登記の事務をつかさどる登記所が二以上ある場合の当該夫婦財産契約」と読み替えるものとする。

（夫婦財産契約登記規則の一部改正）

**第二条**　夫婦財産契約登記規則（平成十七年法務省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「登記記録」の下に「（以下「登記記録」という。）」を加える。

第七条中「登記の申請」を「夫婦財産契約に関する登記の申請」に、「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百二十二条第二項」を「外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治三十一年法律第十四号。以下「法」という。）第八条において準用する不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十八条」に改め、同条第一号及び第二号中「（電話番号その他の連絡先を含む。）」を削り、同条第五号から第八号までを削る。

第八条中「登記の申請」を「夫婦財産契約に関する登記の申請」に改め、同条第二号中「非訟事件手続法第百二十条第二項」を「法第七条第二項」に改める。

第九条中「非訟事件手続法第百二十条第一項」を「法第七条第一項」に改める。

第十条中「登記官は、」の下に「夫婦財産契約に関する」を加える。

第十一条中「不動産登記規則」の下に「第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、」を、「第百八十八条」の下に「、第百八十九条第一項前段」を加える。

附則第三条第一項及び第七項中「第八十九条」を「第九十一条」に改める。

附則第四条第一項中「非訟事件手続法第百二十二条第一項」を「法第八条」に、「第八十九条」を「第九十一条」に改める。

### 附　則

この省令は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号）の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。

## ○法務省令第四十七号

非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号）の施行に伴い、及び会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百八十二条第一項の規定に基づき、会社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

### 会社法施行規則の一部を改正する省令

会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第百八十二条第四項第二号ホ中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百二十一条」を「外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第二条」に改める。

### 附　則

この省令は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。

## ○財務省令第六十七号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項の規定に基づき、並びに同法及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

### 財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第四十六項を附則第四十七項とし、附則第四十五項の前の見出しを削り、同項を附則第四十六項とし、附則第四十四項の次に次の見出し及び一項を加える。

（国税庁の課税部の所掌事務の特例）

45　当分の間、第三百九十三条第五号中「所得税」とあるのは「所得税、復興特別所得税」と、第三百九十四条第一号中「及び」とあるのは「、復興特別所得税及び」と、同条第三号及び第四号中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、第三百九十五条第一号中「並びに」とあるのは「及び復興特別所得税並びに」と、第三百九十六条第一号中「所得税（」とあるのは「所得税及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「復興財源確保法」という。）第六条第十五号に規定する源泉徴収に係る復興特別所得税（」と、同条第三号及び第四号中「所得税の」とあるのは「所得税及び復興財源確保法第六条第十五号に規定する源泉徴収に係る復興特別所得税の」と、第四百七十六条第四号及び第五号中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、第四百七十七条第三号及び第十二号並びに第四百六十八条第四号及び第五号中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、第四百七十二条第二項第一号中「所得税に」とあるのは「所得税及び復興財源確保法第六条第十五号に規定する源泉徴収に係る復興特別所得税に」と、第四百七十四条第一号及び第二号並びに第五百二十五条第四号及び第五号中「所得税」とあるのは「所得税、復興特別所得税」と、第五百二十六条第二号中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、第五百二十八条第二号中「所得税の」とあるのは「所得税及び復興財源確保法第六条第十五号に規定する源泉徴収に係る復興特別所得税の」と、第五百三十条第一号、第二号及び第四号中「所得税」とあるのは「所得税、復興特別所得税」とする。

別表第九東金の項中「山武市」を「山武市大網白里市」に改める。

### 附　則

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。